

# 公 告

分任契約担当官代理  
陸上自衛隊別府駐屯地  
第404会計隊契約班長 中村 裕仁

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6S7D10500040		6SS81C20009 0001				7	
品名 または 件名							
令和8年度事業系一般廃棄物処理（別府） ほか14件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり（可燃物）							
使 用 器 材 名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
72,000.00	KG						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
各地				各地			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
各地				令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

公告及び入札心得等については、別府駐屯地会計隊及び西部方面隊HPに掲示する。

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和8年3月12日（木）13時30分 別府駐屯地 会計隊入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙のとおり

## 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 競争参加資格の年度は、令和 7・8・9 年度とする。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 契約条項及び入札等参加者心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨（当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。）を入札書に付記するものとする。
- (6) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

## 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 落札の決定方法：単価決定（単価は消費税抜きとする）

## 4 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金： 免除 但し、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金： 免除 但し、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、納入予定日及び数量が予定されていない場合「(予定数量－納入済数量) × 単価」の総額(税込)、また、納入予定日及び数量が予定されている場合は、解除を申し出た日以降の「納入予定数量 × 単価」の総額(税込)の 100 分の 10 以上を違約金として徴収する。

## 5 公告の掲示場所：陸上自衛隊別府駐屯地、西部方面隊ホームページ

## 6 入札の無効

- (1) 第 1 項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額を訂正してある入札、入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの
- (3) 暴力団排除に関する誓約を行わなかった者の入札
- (4) 電信・電話・FAX による入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札

## 7 契約書等作成

- (1) 落札決定後速やかに、契約書を作成
- (2) 適用する契約条項
  - 「役務請負契約条項」
  - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
  - 「暴力団排除に関する特約条項」
  - 「単価契約に関する特約条項」
- (3) 適用する場合のある特約条項
  - 「暫定予算期間中の特約条項」

## 8 その他

- (1) 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること
- (2) 競争参加資格審査結果通知書の写しを入札前日必着で提出すること（FAX 可）
- (3) 遠方等の理由により直接入札に参加できない場合には、入札前日までに必着するように郵送し下記担当者に連絡すること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。初度入札に郵便等が含まれていない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。

9 入札等に関する問い合わせ先

〒 8 7 4 - 0 8 4 9 大分県別府市大字鶴見 4 5 4 8 - 1 4 3

陸上自衛隊別府駐屯地 第 4 0 4 会計隊 契約班 担当 小野

TEL 0 9 7 7 - 2 2 - 4 3 1 1 (内線) 3 4 8 FAX 0 9 7 7 - 2 3 - 3 4 3 3 (直通)

# 品目等内訳書

契約実施計画番号		6S7D10500040													
NO	調達要求番号		物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄		納地		指定		
			品名						使用期限等		引渡場所			検査	
			部品番号 または 規格						グループ		搬入場所				
			使用器材名						仕様書番号		納期			包装	
1	6SS81C20009	0001			KG	72,000.00					別府駐屯地、十文字原演習場				
			令和8年度事業系一般廃棄物処理（別府）						別府駐業 管理科 営繕班						
			仕様書のとおり（可燃物）						別府駐業 管理科 営繕班						
					7	令和8年4月1日～令和9年3月31日									
2	6SS81C20009	0002			KG	3,700.00					別府駐屯地				
			令和8年度事業系一般廃棄物処理（別府）						別府駐業 管理科 営繕班						
			仕様書のとおり（缶・ビン・ペットボトル）						別府駐業 管理科 営繕班						
					7	令和8年4月1日～令和9年3月31日									
3	6SS81C20010	0001			KG	4,000.00					大分分屯地				
			令和8年度事業系一般廃棄物処理（大分）						大分弾薬支処 総務科 管理班						
			仕様書のとおり（可燃物）						大分弾薬支処 総務科 管理班						
					8	令和8年4月1日～令和9年3月31日									
4	6SS81C20011	0001			KG	65,000.00					別府駐屯地				
			令和8年度産業廃棄物処理（草・木・枝）（別府）						別府駐業 管理科 営繕班						
			仕様書のとおり						別府駐業 管理科 営繕班						
					9	令和8年4月1日～令和9年3月31日									
5	6SS81C20012	0001			KG	500.00					別府駐屯地				
			令和8年度産業廃棄物処理（施設廃材）（別府）						別府駐業 管理科 営繕班						
			仕様書のとおり（金属）						別府駐業 管理科 営繕班						
					10	令和8年4月1日～令和9年3月31日									
6	6SS81C20012	0002			KG	100.00					別府駐屯地				
			令和8年度産業廃棄物処理（施設廃材）（別府）						別府駐業 管理科 営繕班						
			仕様書のとおり（ガラス・陶器）						別府駐業 管理科 営繕班						
					10	令和8年4月1日～令和9年3月31日									
7	6SS81C20012	0003			KG	1,300.00					別府駐屯地				
			令和8年度産業廃棄物処理（施設廃材）（別府）						別府駐業 管理科 営繕班						
			仕様書のとおり（廃プラスチック）						別府駐業 管理科 営繕班						
					10	令和8年4月1日～令和9年3月31日									
8	6SS81C20012	0004			KG	500.00					別府駐屯地				
			令和8年度産業廃棄物処理（施設廃材）（別府）						別府駐業 管理科 営繕班						
			仕様書のとおり（石膏ボード・不燃材）						別府駐業 管理科 営繕班						
					10	令和8年4月1日～令和9年3月31日									
9	6SS81C20012	0005			KG	300.00					別府駐屯地				
			令和8年度産業廃棄物処理（施設廃材）（別府）						別府駐業 管理科 営繕班						
			仕様書のとおり（蛍光灯）						別府駐業 管理科 営繕班						
					10	令和8年4月1日～令和9年3月31日									

## 品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6S7D10500040													
NO	調達要求番号		物品番号		単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄		納 地		指 定		
			品 名						使用期限等		引 渡 場 所		検 査		
			部品番号 または 規格						グループ		搬 入 場 所		包 装		
			使用器材名		仕様書番号						納 期				
10	6SS81C20013	0001			KG	700.00						大分分屯地			
			令和8年度産業廃棄物処理（缶・ビン・ペットボトル）（大分）									大分弾薬支処 総務科 管理班			
			仕様書のとおり（缶・ビン）									大分弾薬支処 総務科 管理班			
					11							令和8年4月1日～令和9年3月31日			
11	6SS81C20013	0002			KG	700.00						大分分屯地			
			令和8年度産業廃棄物処理（缶・ビン・ペットボトル）（大分）									大分弾薬支処 総務科 管理班			
			仕様書のとおり（ペットボトル）									大分弾薬支処 総務科 管理班			
					11							令和8年4月1日～令和9年3月31日			
12	6SS81C20014	0001			KG	300.00						大分分屯地			
			令和8年度産業廃棄物処理（施設廃材）（大分）									大分弾薬支処 総務科 管理班			
			仕様書のとおり（廃プラスチック）									大分弾薬支処 総務科 管理班			
					12							令和8年4月1日～令和9年3月31日			
13	6SS81C20014	0002			KG	50.00						大分分屯地			
			令和8年度産業廃棄物処理（施設廃材）（大分）									大分弾薬支処 総務科 管理班			
			仕様書のとおり（石膏ボード）									大分弾薬支処 総務科 管理班			
					12							令和8年4月1日～令和9年3月31日			
14	6SS81C20014	0003			KG	50.00						大分分屯地			
			令和8年度産業廃棄物処理（施設廃材）（大分）									大分弾薬支処 総務科 管理班			
			仕様書のとおり（ガラス・陶器）									大分弾薬支処 総務科 管理班			
					12							令和8年4月1日～令和9年3月31日			
15	6SS81C20014	0004			KG	50.00						大分分屯地			
			令和8年度産業廃棄物処理（施設廃材）（大分）									大分弾薬支処 総務科 管理班			
			仕様書のとおり（蛍光灯）									大分弾薬支処 総務科 管理班			
					12							令和8年4月1日～令和9年3月31日			

- 以下余白 -

# 仕 様 書

件 名	令和8年度事業系一般廃棄物処理（別府）	作成年月日	令和8年2月13日
		所 属	別府駐屯地業務隊管理科
		作 成 者	防衛技官 山本 静恵

**1 適用範囲**

本仕様書は、陸上自衛隊別府駐屯地が発注する「令和8年度事業系一般廃棄物処理（別府）」に適用する。

**2 実施場所**

- (1) 大分県別府市大字鶴見4548-143 陸上自衛隊別府駐屯地
- (2) 大分県速見郡日出町南畑 十文字原演習場

**3 実施期間**

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

**4 概 要**

事業系一般廃棄物の収集、搬出及び処理を実施する。細部廃棄物の種類等については、下表のとおりとする。（詳細は別紙第1参照）

廃棄物種類	収 集 日	年 間 排 出 予 定 数 量
可 燃 物	週2回（月・木曜日） （上記のほかにもその他必要に応じて監督官が指示した日）	72,000 kg
缶・ビン・ ペットボトル	月2回（第2・4金曜日） （上記のほかにもその他必要に応じて監督官が指示した日）	3,700 kg

**5 一般事項**

- (1) 廃棄物の収集場所については別紙第3に示した場所とし、また監督官が別に示した場所のものを収集することとする。
- (2) 請負業者は当該自治体の長が発行した「事業系一般廃棄物処分業許可証」及び「事業系一般廃棄物収集運搬業許可証」を保有していることとする。
- (3) 収集作業の際に官側の施設等を破損・損傷させた場合には、速やかに監督官へ報告するとともに原状に復旧させることとする。
- (4) 収集作業中は、安全管理を十分に留意し、事故等が発生しないよう行うこととする。
- (5) 廃棄物の処分は、関係法令・規則及び自治体の条例等を遵守して行うこととする。
- (6) 収集時間は、原則として午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間は除く。）とする。ただし、諸般の事情により収集時間が監督官から別に示された場合は、その指示に従うこととする。
- (7) 自衛隊の敷地内に入る際は駐屯地の規律に従い、入門手続きを行うこととする。
- (8) その他疑義が生じた場合は、監督官と協議して実施することとする。

**6 特記事項**

- (1) 毎月の収集搬出処分の量等は別紙第2「別府駐屯地一般廃棄物処理報告書」に所定の数量等を記載し、計量伝票と併せて、当該回収月の翌月に提出することとする。
- (2) 廃棄物の計量については、別府駐屯地及び十文字原演習場から搬出されたもののみとし、それ以外で収集した廃棄物を混入させての計量は不可とする。
- (3) 廃棄物の収集は別府駐屯地の収集後、十文字原演習場で収集することとする。
- (4) 隊員の生活ごみ（可燃物・資源ごみ等）は、別府市指定ごみ袋に入れて廃棄しているものであるが、本件の対象外であるため、誤収集がないよう注意することとする。

## 令和 8 年度別府駐屯地事業系一般廃棄物排出予定数

月	可燃物	缶・ビン・ ペットボトル
4 月	7,000 kg	200 kg
5 月	5,000 kg	100 kg
6 月	7,000 kg	500 kg
7 月	6,000 kg	400 kg
8 月	4,000 kg	400 kg
9 月	8,000 kg	600 kg
10 月	7,000 kg	300 kg
11 月	4,000 kg	200 kg
12 月	10,000 kg	300 kg
1 月	4,000 kg	100 kg
2 月	4,000 kg	300 kg
3 月	6,000 kg	300 kg
合 計	72,000 kg	3,700 kg

※上記の予定数は過去の実績を参考に考慮したもので、あくまで  
目安の数量であり、それよりも多い場合や少ない場合がある。

## 別府駐屯地一般廃棄物処理報告書〔 月分〕

日	可燃物		缶・ビン・ペットボトル	
	重量	車両数	重量	車両数
1	kg	台	kg	台
2	kg	台	kg	台
3	kg	台	kg	台
4	kg	台	kg	台
5	kg	台	kg	台
6	kg	台	kg	台
7	kg	台	kg	台
8	kg	台	kg	台
9	kg	台	kg	台
10	kg	台	kg	台
11	kg	台	kg	台
12	kg	台	kg	台
13	kg	台	kg	台
14	kg	台	kg	台
15	kg	台	kg	台
16	kg	台	kg	台
17	kg	台	kg	台
18	kg	台	kg	台
19	kg	台	kg	台
20	kg	台	kg	台
21	kg	台	kg	台
22	kg	台	kg	台
23	kg	台	kg	台
24	kg	台	kg	台
25	kg	台	kg	台
26	kg	台	kg	台
27	kg	台	kg	台
28	kg	台	kg	台
29	kg	台	kg	台
30	kg	台	kg	台
31	kg	台	kg	台
合計	kg	台	kg	台

上記のとおり 月分の別府駐屯地等から搬出・処分した一般廃棄物について報告します。

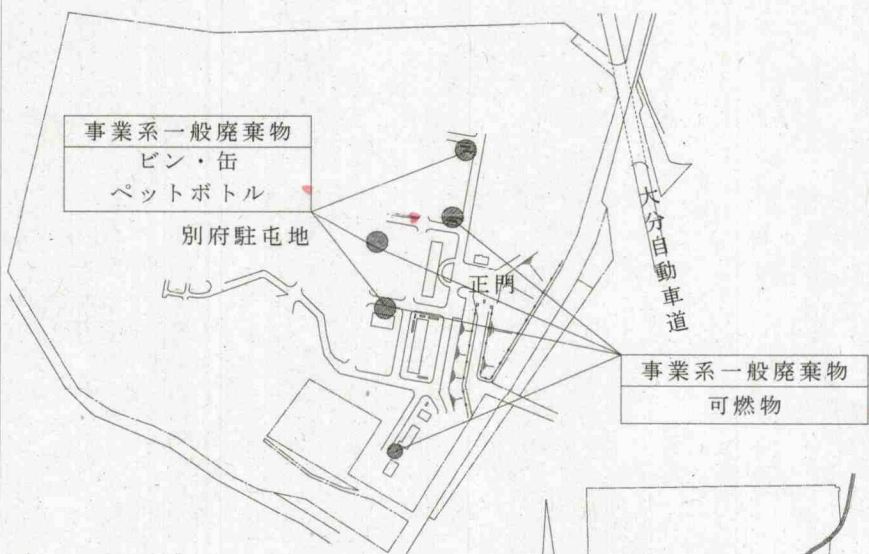
令和 年 月 日

請負業者





案内図 1/X



別府駐屯地配置図 1/X



十文字原演習場配置図 1/X

## 仕 様 書

件 名	令和8年度事業系一般廃棄物処理（大分）	作成年月日	令和8年2月13日
		所 属	大分弾薬支処総務科
		作 成 者	防衛技官 若菜 英樹

## 1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊別府駐屯地が発注する「令和8年度事業系一般廃棄物処理（大分）」に適用する。

## 2 実施場所

大分県大分市大字駕野129番地 陸上自衛隊大分分屯地

## 3 実施期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

## 4 概 要

事業系一般廃棄物の収集、搬出及び処理を実施する。細部廃棄物の種類等については、下表のとおりとする。（詳細は別紙第1参照）

廃棄物種類	収 集 日	年間排出予定数量
可 燃 物	週2回（月・木曜日） （上記のほかにもその他必要に応じて監督官の指示した日）	4,000 kg

## 5 一般事項

- (1) 廃棄物の収集場所については別紙第3に示した場所とし、また監督官が別に示した場所のものを収集することとする。
- (2) 請負業者は当該自治体の長が発行した「事業系一般廃棄物処分業許可証」及び「事業系一般廃棄物収集運搬業許可証」を保有していることとする。
- (3) 収集作業の際に官側の施設等を破損・損傷させた場合には、速やかに監督官へ報告するとともに原状に復旧させることとする。
- (4) 収集作業中は、安全管理を十分に留意し、事故等が発生しないよう行うこととする。
- (5) 廃棄物の処分は、関係法令・規則及び自治体の条例等を遵守して行うこととする。
- (6) 収集時間は、原則として午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間は除く。）とする。ただし、諸般の事情により収集時間が監督官から別に示された場合は、その時間に従うこととする。
- (7) 自衛隊の敷地内に入る際は分屯地の規律に従い、入門手続きを行うこととする。
- (8) その他疑義が生じた場合は、監督官と協議して実施することとする。

## 6 特記事項

- (1) 毎月の収集搬出処分の量等は別紙第2「大分分屯地一般廃棄物処理報告書」に所定の数量等を記載し、計量伝票と併せて、当該回収月の翌月に提出することとする。
- (2) 廃棄物の計量については、大分分屯地から搬出されたもののみとし、それ以外で収集した廃棄物を混入させての計量は不可とする。
- (3) 隊員の生活ごみ（燃えるごみ等）は、大分市指定ごみ袋に入れて廃棄しているものであるが、本件の対象外であるため、誤収集がないよう注意することとする。

## 令和8年度大分分屯地事業系一般廃棄物排出予定数

月	可燃物
4月	300 kg
5月	300 kg
6月	300 kg
7月	300 kg
8月	300 kg
9月	500 kg
10月	500 kg
11月	400 kg
12月	300 kg
1月	200 kg
2月	300 kg
3月	300 kg
合計	4,000 kg

※上記の予定数は過去の実績を参考に考慮したもので、あくまで目安の数量であり、それよりも多い場合や少ない場合がある。

## 大分分屯地一般廃棄物処理報告書〔 月分〕

日	可燃物	
	重量	車両数
1	kg	台
2	kg	台
3	kg	台
4	kg	台
5	kg	台
6	kg	台
7	kg	台
8	kg	台
9	kg	台
10	kg	台
11	kg	台
12	kg	台
13	kg	台
14	kg	台
15	kg	台
16	kg	台
17	kg	台
18	kg	台
19	kg	台
20	kg	台
21	kg	台
22	kg	台
23	kg	台
24	kg	台
25	kg	台
26	kg	台
27	kg	台
28	kg	台
29	kg	台
30	kg	台
31	kg	台
合計	kg	台

上記のとおり 月分の大分分屯地等から搬出・処分した一般廃棄物について報告します。

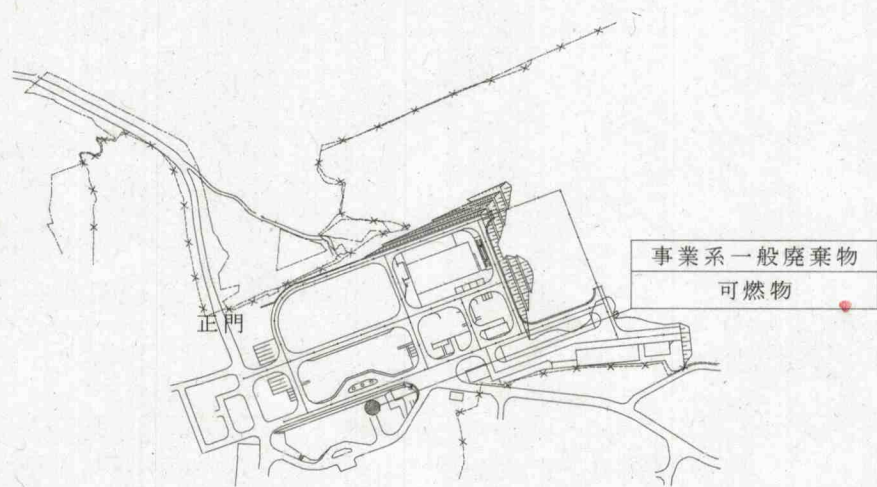
令和 年 月 日

請負業者

印



大分分屯地案内図 1/X



大分分屯地配置図 1/X

## 仕 様 書

件 名	令和8年度産業廃棄物処理（草・木・枝）（別府）	作成年月日	令和8年2月13日
		所 属	別府駐屯地業務隊管理科
		作 成 者	防衛技官 山本 静恵

- 適用範囲  
本仕様書は陸上自衛隊別府駐屯地が発注する「令和8年度産業廃棄物処理（草・木・枝）（別府）」に適用する。
- 実施場所  
大分県別府市大字鶴見4548-143 陸上自衛隊別府駐屯地
- 実施期間  
令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）
- 概 要  
産業廃棄物の収集、搬出及び処理を実施する。細部廃棄物の種類等については、下表のとおりとする。（詳細は別紙第1参照）

廃棄物種類	収集日基準	年間排出予定数量
草・木・枝	回収月は、5月、6月、7月、9月、11月、2月を基準とし日程等細部は係官と調整すること	65,000 kg

※回収物がない場合は、係官から調整連絡をする。

- 一般事項
  - 廃棄物の収集場所については別紙第3に示した場所とし、また監督官が別に示した場所のものを収集することとする。
  - 請負業者は県知事が発行した「産業廃棄物処分業許可証」及び「産業廃棄物収集運搬業許可証」を保有していることとする。
  - 収集作業の際に官側の施設等を破損・損傷させた場合には、速やかに監督官へ報告するとともに原状に復旧させることとする。
  - 収集作業中は安全管理を十分に留意し、事故等が発生しないよう行うこととする。
  - 廃棄物の処分は、関係法令・規則及び自治体の条例等を遵守して行うこととする。
  - 収集時間は、原則として午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間は除く。）とする。ただし、諸般の事情により収集時間が監督官から別に示された場合は、その時間に従うこととする。
  - 自衛隊の敷地内に入る際は駐屯地の規律に従い、入門手続きを行うこととする。
  - その他疑義が生じた場合は、監督官と協議して実施することとする。
- 特記事項
  - 毎回の収集搬出処分の量等は別紙第2「別府駐屯地産業廃棄物処理報告書」に所定の数量等を記載し、公益社団法人全国産業資源循環連合会発行の「産業廃棄物管理票」の最終処分証明（E票）と併せて、当該回収月の翌月に提出することとする。
  - 廃棄物の計量については、別府駐屯地内で収集したもののみとし、それ以外で収集した廃棄物や誤収集した廃棄物を混入させての計量は不可とする。
  - 隊員の生活ごみ（もえないごみ等）や監督官が指示していない廃棄物は本件の対象外であるため、誤収集がないよう注意することとする。

## 令和8年度別府駐屯地産業廃棄物排出予定数

月	草・木・枝
4月	0 kg
5月	5,000 kg
6月	10,000 kg
7月	10,000 kg
8月	0 kg
9月	15,000 kg
10月	0 kg
11月	10,000 kg
12月	0 kg
1月	0 kg
2月	15,000 kg
3月	0 kg
合計	65,000 kg

※上記の予定数は過去の実績を参考に考慮したもので、あくまで目安の数量であり、それよりも多い場合や少ない場合がある。

## 別府駐屯地産業廃棄物処理報告書〔 月分〕

日	草・木・枝	
	重量	車両数
1	kg	台
2	kg	台
3	kg	台
4	kg	台
5	kg	台
6	kg	台
7	kg	台
8	kg	台
9	kg	台
10	kg	台
11	kg	台
12	kg	台
13	kg	台
14	kg	台
15	kg	台
16	kg	台
17	kg	台
18	kg	台
19	kg	台
20	kg	台
21	kg	台
22	kg	台
23	kg	台
24	kg	台
25	kg	台
26	kg	台
27	kg	台
28	kg	台
29	kg	台
30	kg	台
31	kg	台
合計	kg	台

上記のとおり 月分の別府駐屯地から搬出・処分した産業廃棄物について報告します。

令和 年 月 日

請負業者

印



案内図 1/X



別府駐屯地配置図 1/X

## 仕 様 書

件 名	令和8年度産業廃棄物処理（施設廃材）（別府）	作成年月日	令和8年2月13日
		所 属	別府駐屯地業務隊管理科
		作 成 者	防衛技官 山本 静恵

## 1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊別府駐屯地が発注する「令和8年度産業廃棄物処理（施設廃材）（別府）」に適用する。

## 2 実施場所

大分県別府市大字鶴見4548-143 陸上自衛隊別府駐屯地

## 3 実施期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

## 4 概 要

産業廃棄物の収集、搬出及び処理を実施する。細部廃棄物の種類等については、下表のとおりとする。

廃棄物種類	回収日基準	年間排出予定数量
金属	4月、7月、10月、1月を基準とする。（当該月の15日を基準に回収とする。15日が土日祝の場合、前後日で回収する。細部は係官と調整する事。）	500 kg
ガラス・陶磁器		100 kg
廃プラスチック		1,300 kg
石膏ボード・不燃材		500 kg
蛍光灯		300 kg

※回収物がない場合は、係官から連絡調整する。

## 5 一般事項

- （1） 廃棄物の収集場所については別紙第2に示した場所とし、また監督官が別に示した場所のものを収集することとする。
- （2） 請負業者は県知事が発行した「産業廃棄物処分業許可証」及び「産業廃棄物収集運搬業許可証」を保有していることとする。
- （3） 収集作業の際に官側の施設等を破損・損傷させた場合には、速やかに監督官へ報告するとともに原状に復旧させることとする。
- （4） 収集作業中は、安全管理を十分に留意し、事故等が発生しないよう行うこととする。
- （5） 廃棄物の処分は、関係法令・規則及び自治体の条例等を遵守して行うこととする。
- （6） 収集時間は、原則として午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間は除く。）とする。ただし、諸般の事情により収集時間が監督官から別に示された場合は、その時間に従うこととする。
- （7） 自衛隊の敷地内に入る際は駐屯地の規律に従い、入門手続きを行うこととする。
- （8） その他疑義が生じた場合は、監督官と協議して実施することとする。

## 6 特記事項

- （1） 毎回の収集搬出処分の量等は別紙第1「別府駐屯地産業廃棄物処理報告書」に所定の数量を記載し、公益社団法人全国産業資源循環連合会発行の「産業廃棄物管理票」の最終処分証明（E票）と併せて、当該回収月の翌月に提出することとする。
- （2） 廃棄物の計量については、別府駐屯地内で収集したもののみとし、それ以外で収集した廃棄物や誤収集した廃棄物を混入させての計量は不可とする。
- （3） 隊員の生活ごみ（もえないごみ等）や監督官が指示していない廃棄物は本件の対象外であるため、誤収集しないよう注意することとする。
- （4） 蛍光灯の搬出の際、梱包や整理等は業者自身で行うこととする。

## 別府駐屯地産業廃棄物処理報告書〔 月分〕

日	金属くず		ガラス・陶磁器		廃プラスチック		石膏ボード・不燃材		蛍光灯	
	重量	車両数	重量	車両数	重量	車両数	重量	車両数	重量	車両数
1	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
2	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
3	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
4	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
5	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
6	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
7	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
8	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
9	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
10	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
11	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
12	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
13	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
14	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
15	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
16	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
17	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
18	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
19	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
20	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
21	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
22	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
23	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
24	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
25	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
26	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
27	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
28	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
29	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
30	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
31	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台
合計	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	台

上記のとおり 月分の別府駐屯地から搬出・処分した産業廃棄物について報告します。

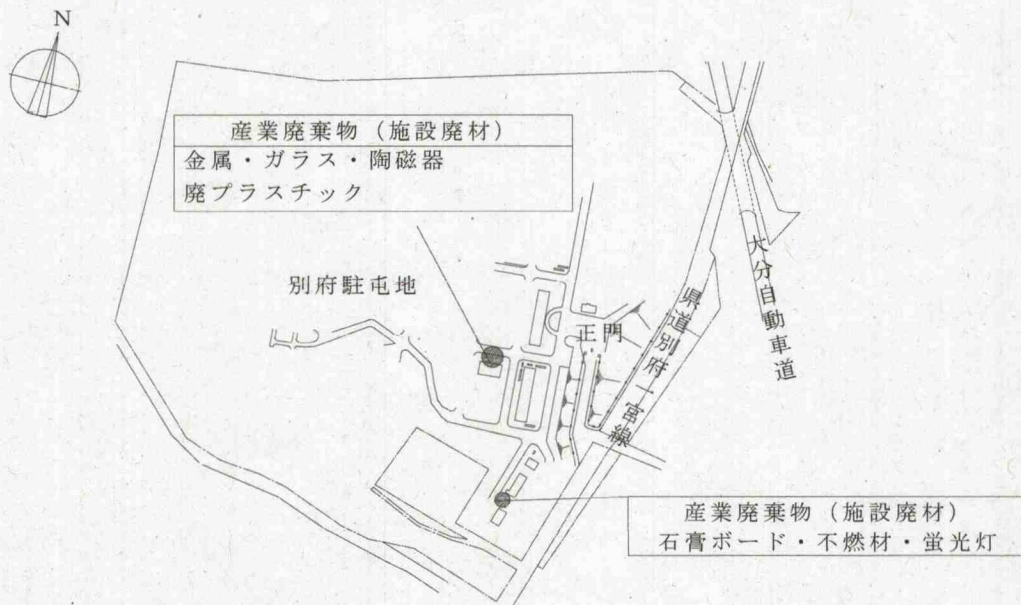
令和 年 月 日

請負業者

印



案内図 1/X



別府駐屯地配置図 1/X

## 仕 様 書

件名	令和8年度産業廃棄物処理（缶・ビン・ペットボトル）（大分）	作成年月日	令和8年2月13日
		所 属	大分弾薬支処総務科
		作成者	防衛技官 若菜 英樹

## 1 適用範囲

本仕様書は陸上自衛隊別府駐屯地が発注する「令和8年度産業廃棄物処理（缶・ビン・ペットボトル）（大分）」に適用する。

## 2 実施場所

大分県大分市大字駕野129番地 陸上自衛隊大分分屯地

## 3 実施期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

## 4 概 要

産業廃棄物の収集、搬出及び処理を実施する。細部廃棄物の種類等については、下表のとおりとする。（詳細は別紙第1参照）

廃棄物種類	収集回数	年間排出予定数量
缶・ビン	3ヶ月に1回を基準とし、その他監督官が指示した日	700 kg
ペットボトル		700 kg

## 5 一般事項

- (1) 廃棄物の収集場所については別紙第3に示した場所とし、また監督官が別に示した場所のものを収集することとする。
- (2) 請負業者は県知事が発行した「産業廃棄物処分業許可証」及び「産業廃棄物収集運搬業許可証」を保有していることとする。
- (3) 収集作業の際に官側の施設等を破損・損傷させた場合には、速やかに監督官へ報告するとともに原状に復旧させることとする。
- (4) 収集作業中は、安全管理を十分に留意し、事故等が発生しないよう行うこととする。
- (5) 廃棄物の処分は、関係法令・規則及び自治体の条例等を遵守して行うこととする。
- (6) 収集時間は、原則として午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間は除く。）とする。ただし、諸般の事情により収集時間が監督官から別に示された場合は、その時間に従うこととする。
- (7) 自衛隊の敷地内に入る際は分屯地の規律に従い、入門手続きを行うこととする。
- (8) その他疑義が生じた場合は、監督官と協議して実施することとする。

## 6 特記事項

- (1) 毎回の収集搬出処分の量等は別紙第2「大分分屯地産業廃棄物処理報告書」に所定の数量等を記載し、公益社団法人全国産業資源循環連合会発行の「産業廃棄物管理票」の最終処分証明（E票）と併せ、当該回収月の翌月に提出することとする。
- (2) 廃棄物の計量については、大分分屯地内で収集したもののみとし、それ以外で収集した廃棄物や誤収集した廃棄物を混入させての計量は不可とする。
- (3) 隊員の生活ごみ（もえないごみ等）や監督官が指示していない廃棄物は本件の対象外であるため、誤収集がないよう注意することとする。

## 令和8年度大分分屯地産業廃棄物排出予定数

月	缶・ビン	ペットボトル
4月		
5月	100 kg	100 kg
6月		
7月		
8月	200 kg	300 kg
9月		
10月		
11月	200 kg	200 kg
12月		
1月		
2月	200 kg	100 kg
3月		
合計	700 kg	700 kg

※上記の予定数は過去の実績を参考に考慮したもので、あくまで目安の数量であり、それよりも多い場合や少ない場合がある。

## 大分分屯地産業廃棄物処理報告書〔 月分〕

日	缶・ビン		ペットボトル	
	重 量	車両数	重 量	車両数
1	kg	台	kg	台
2	kg	台	kg	台
3	kg	台	kg	台
4	kg	台	kg	台
5	kg	台	kg	台
6	kg	台	kg	台
7	kg	台	kg	台
8	kg	台	kg	台
9	kg	台	kg	台
10	kg	台	kg	台
11	kg	台	kg	台
12	kg	台	kg	台
13	kg	台	kg	台
14	kg	台	kg	台
15	kg	台	kg	台
16	kg	台	kg	台
17	kg	台	kg	台
18	kg	台	kg	台
19	kg	台	kg	台
20	kg	台	kg	台
21	kg	台	kg	台
22	kg	台	kg	台
23	kg	台	kg	台
24	kg	台	kg	台
25	kg	台	kg	台
26	kg	台	kg	台
27	kg	台	kg	台
28	kg	台	kg	台
29	kg	台	kg	台
30	kg	台	kg	台
31	kg	台	kg	台
合 計	kg	台	kg	台

上記のとおり 月分の大分分屯地から搬出・処分した産業廃棄物について報告します。

令和 年 月 日

請負業者

印



## 仕 様 書

件 名	令和8年度産業廃棄物処理（施設廃材）（大分）	作成年月日	令和8年2月13日
		所 属	大分弾薬支処総務科
		作成者	防衛技官 若菜 英樹

## 1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊別府駐屯地が発注する「令和8年度産業廃棄物処理（施設廃材）（大分）」に適用する。

## 2 実施場所

大分県大分市大字鴛野129番地 陸上自衛隊大分分屯地

## 3 実施期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

## 4 概 要

産業廃棄物の収集、搬出及び処理を実施する。細部廃棄物の種類等については、下表のとおりとする。

廃棄物種類	収集回数	年間排出予定数量
廃プラスチック	週1回（金曜日）とし、その他監督官が指示した日	300 kg
石膏ボード	1年に1回を基準とし、その他監督官が指示した日	50 kg
ガラス・陶磁器		50 kg
蛍光灯		50 kg

## 5 一般事項

- (1) 廃棄物の収集場所については別紙第2に示した場所とし、また監督官が別に示した場所のものを収集することとする。
- (2) 請負業者は県知事が発行した「産業廃棄物処分業許可証」及び「産業廃棄物収集運搬業許可証」を保有していることとする。
- (3) 収集作業の際に官側の施設等を破損・損傷させた場合には、速やかに監督官へ報告するとともに原状に復旧させることとする。
- (4) 収集作業中は、安全管理を十分に留意し、事故等が発生しないよう行うこととする。
- (5) 廃棄物の処分は、関係法令・規則及び自治体の条例等を遵守して行うこととする。
- (6) 収集時間は、原則として午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間は除く。）とする。ただし、諸般の事情により収集時間が監督官から別に示された場合は、その時間に従うこととする。
- (7) 自衛隊の敷地内に入る際は分屯地の規律に従い、入門手続きを行うこととする。
- (8) その他疑義が生じた場合は、監督官と協議して実施することとする。

## 6 特記事項

- (1) 毎回の収集搬出処分の量等は別紙第1「大分分屯地産業廃棄物処理（施設廃材）報告書」により所定の数量を記載し、公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行の「産業廃棄物管理票」の最終処分証明（E票）を併せて添付して速やかに提出することとする。
- (2) 廃棄物の計量については、大分分屯地内で収集したもののみとし、それ以外で収集した廃棄物や誤収集した廃棄物を混入させての計量は不可とする。
- (3) 隊員の生活ごみ（もえないごみ等）や監督官が指示していない廃棄物は本件の対象外であるため、誤収集しないよう注意することとする。
- (4) 蛍光灯の搬出の際、梱包や整理等については業者自身で行うこととする。

## 大分分屯地産業廃棄物処理（施設廃材）報告書〔 月分〕

日	廃プラスチック		蛍光灯	
	重量	車両数	重量	車両数
1	kg	台	kg	台
2	kg	台	kg	台
3	kg	台	kg	台
4	kg	台	kg	台
5	kg	台	kg	台
6	kg	台	kg	台
7	kg	台	kg	台
8	kg	台	kg	台
9	kg	台	kg	台
10	kg	台	kg	台
11	kg	台	kg	台
12	kg	台	kg	台
13	kg	台	kg	台
14	kg	台	kg	台
15	kg	台	kg	台
16	kg	台	kg	台
17	kg	台	kg	台
18	kg	台	kg	台
19	kg	台	kg	台
20	kg	台	kg	台
21	kg	台	kg	台
22	kg	台	kg	台
23	kg	台	kg	台
24	kg	台	kg	台
25	kg	台	kg	台
26	kg	台	kg	台
27	kg	台	kg	台
28	kg	台	kg	台
29	kg	台	kg	台
30	kg	台	kg	台
31	kg	台	kg	台
合計	kg	台	kg	台

上記のとおり 月分の大分分屯地から搬出・処分した産業廃棄物（施設廃材）について報告  
 します。

令和 年 月 日

請負業者

印



# 市場価格調査書

令和 年 月 日

分任契約担当官  
陸上自衛隊別府駐屯地  
第404会計隊長 西宮 祥伍 殿

住 所:  
会 社 名:  
代 表 者 名:  
担 当 者:  
担当者連絡先:

## 金¥単価契約

(税抜金額)

### 内 訳

No.	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1	令和8年度事業系一般廃棄物処理(別府)	仕様書のとおり(可燃物)	KG	72,000		
2	令和8年度事業系一般廃棄物処理(別府)	仕様書のとおり(缶・ビン・ペットボトル)	KG	3,700		
3	令和8年度事業系一般廃棄物処理(大分)	仕様書のとおり(可燃物)	KG	4,000		
4	令和8年度産業廃棄物処理(草・木・枝)(別府)	仕様書のとおり	KG	65,000		
5	令和8年度産業廃棄物処理(施設廃材)(別府)	仕様書のとおり(金属)	KG	500		
6	令和8年度産業廃棄物処理(施設廃材)(別府)	仕様書のとおり(ガラス・陶器)	KG	100		
7	令和8年度産業廃棄物処理(施設廃材)(別府)	仕様書のとおり(廃プラスチック)	KG	1,300		
8	令和8年度産業廃棄物処理(施設廃材)(別府)	仕様書のとおり(石膏ボード・不燃材)	KG	500		
9	令和8年度産業廃棄物処理(施設廃材)(別府)	仕様書のとおり(蛍光灯)	KG	300		
10	令和8年度産業廃棄物処理(缶・ビン・ペットボトル)(大分)	仕様書のとおり(缶・ビン)	KG	700		
11	令和8年度産業廃棄物処理(缶・ビン・ペットボトル)(大分)	仕様書のとおり(ペットボトル)	KG	700		
12	令和8年度産業廃棄物処理(施設廃材)(大分)	仕様書のとおり(廃プラスチック)	KG	300		
13	令和8年度産業廃棄物処理(施設廃材)(大分)	仕様書のとおり(石膏ボード)	KG	50		
14	令和8年度産業廃棄物処理(施設廃材)(大分)	仕様書のとおり(ガラス・陶器)	KG	50		
15	令和8年度産業廃棄物処理(施設廃材)(大分)	仕様書のとおり(蛍光灯)	KG	50		
16						
17						
18						
19						
20						
	小計					

提出期限: 令和8年3月10日 13時まで



### 産業廃棄物フローチャート

会社名:

品目	規格	収集運搬	中間処理	最終処分
令和8年度事業系一般廃棄物処理(別府)ほか14件	仕様書のとおり(可燃物)			

それぞれの処理を請け負う業者等の記載および、記載された業者の各種許可証も併せて提出をお願い致します。

担当:別府駐屯地会計隊 契約班 小野

連絡先:0977-22-4311(内348)